

特集《平成18年度 不正競争防止法委員会》

模倣品に対する意匠権、商標権、不正競争防止法第2条第1項第1号、同2号、同3号、著作権および民法第709条の射程距離の研究

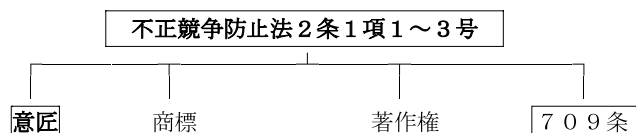


平成18年度 不正競争防止法委員会 第一小委員会 委員長 **塩谷 信**

第1 調査研究対象の絞り込みについて

当委員会として上記諮問事項の趣旨に叶う調査研究報告を行うためには、あくまで不正競争を軸に諸法の射程距離を検討するのがよい反面、他の権利相互の関係（例えば意匠権・著作権・商標権相互の関係）までも検討すると収拾が付かなくなるおそれがあること、また、本年度中に報告を行うことと調査研究に要する時間との兼ね合いも考慮する必要があることから、ひとまず商品形態の保護範囲という観点から絞り込みを行い、不正競争（不正競争防止法第2条1項1号・2号及び3号）と民法709条、不正競争と意匠権の2点に関する調査研究を行った。

なお、別に、村西大作委員が、パテント2006年7月号に「不正競争防止法を用いた模倣品対策」を掲載しているので、そちらも参照されたい。



第2 形態模倣に対する不正競争防止法と民法709条の適否に関する裁判例（平成15年以降）

1 前提事項

以下の裁判例は最高裁HP知的財産権判例集にてキーワード「形態」「709条」「七〇九条」種別「不正競争」で検索をかけたものであり、裁判例は新しい順に挙げている。

2 裁判例の検討

◆H17. 12. 15 大阪高裁 平成17（ネ）742 不正競争民事訴訟事件（原審◆H17. 2. 8 大阪地裁平成15（ワ）12778 不正競争民事訴訟事件）

[風呂ポット事件]

- ・不競法2条1項1号－×
- ・民法709条に基づく請求（予備的請求）－×

◆H17. 7. 28 大阪地裁 平成16（ワ）14717 不正競争民事訴訟事件

[救急用品セット事件]

- ・不競法2条1項1号－×
- ・民法709条に基づく請求－×

◆H16. 11. 9 大阪地裁 平成15（ワ）7126 不正競争民事訴訟事件 肯定

[ミーリングチャック事件]

- ・不競法2条1項1号－×
- ・民法709条に基づく請求－○

(判旨)

『被告会社は、既にその品質や性能が高く評価されていた原告製品を輸出する営業活動を長年にわたり行ってきたものであり、NHE社やHPI社と共に、そのような原告製品の取扱業者として、取引先から認識されていた。

しかるに、被告会社が、原告製ミーリングチャックと酷似する被告製ミーリングチャックを米国にてHPI社を通じて販売したことを理由として原告が被告会社との取引を中止したことにより、被告会社は原告製品を取り扱うことが困難となった。そのため、被告会社は、DSP社に被告製品の製造を依頼した。

被告会社は、DSP社に製造を依頼するに当たり、その必然性が認められないにもかかわらず、原告製品に酷似した被告製品の製造を依頼した。また、原告製品のコード番号と被告製品のコード番号（独自のものと、原告製品のコード番号末尾に「HPI」の

文字を付記したにすぎないものがある。)を受発注及び納品において混在させて用いた。被告会社カタログやHPIカタログには、原告製品の写真や原告カタログに掲載された写真を利用した。さらに、原告製品を発注した顧客に対し、被告製品を混交させて納品するなどした。

被告会社は、以上の行為を、顧客に対して原告製品と被告製品とが異なることを明確に説明することなく行っており、原告と被告会社の取引終了後も従前の販売方法と異なったものとしたわけではなかった。そのため、顧客の中には、コード番号の変更は認識しながら、原告製品を発注するつもりで被告製品のコード番号を使用した後、使用する段階等で被告製品が納入されていることに気付く者、製品に明確なHPIの表示がないため発注どおりの原告製品と認識し、原告に対して原告製品として外径が異なることを理由に返品する者がいた。

被告製品はその品質及び性能において原告製品に及ばないものであり、したがって、原告製品と誤認したまま使用した顧客の中に、原告製品の性能が低下したと誤解した者が存在したであろうことは容易に推測できるところである。

ところで、不正競争防止法は、公正かつ自由な営業活動を中心とした競争秩序を破壊する不正ないし不公正な行為のうちから一定の類型を「不正競争」として、その防止及び損害賠償の措置等について規定している(同法1条参照)。しかし、競争秩序を破壊する不正ないし不公正な行為は、必ずしも不正競争防止法の規定する各類型の不正競争行為に限られるわけではない。同法の規定する不正競争行為に該当しなくても、業者の行う一連の営業活動行為の態様が、全体として、公正な競争秩序を破壊する著しく不公正な方法で行われ、行為者に害意が存在するような場合には、かかる営業活動行為が全体として違法と評価され、民法上の不法行為を構成することもあり得るものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、前記認定事実によれば、被告会社の行為は、形態の酷似した製品の製造、コード番号の混同使用、原告製品であるかのごときカタログの作成及び使用、原告製品と被告製品の混交等により、品質及び性能において一定の評価を得ていた原告製品の評価を低下させるものであったということができ、このような行為は、全体としてみ

たときに、公正な競争秩序を破壊する著しく不公正な行為であると評価できるから、民法上の不法行為を構成するものと認めるのが相当である。』

(須田担当委員のコメント)

本裁判例は、上記のとおり、不正競争防止法上の争点は否定されたものの、民法上の不法行為の成立は認められている。

不正競争防止法に該当しない行為は、原則として市場において本来自由になされるべきものとの理解を前提としつつ、一方、競争秩序破壊行為は、不正競争防止法上に規定される不正競争行為に限定されるものではなく、営業活動行為の全体が公正な競争秩序を破壊する著しく不公正な方法で行われた場合は、民法上の不法行為を構成する場合があると学説などにおいて指摘される。

また、知的財産権訴訟において不法行為の成立を認める場合の「特段の事情」に関して、「原告と被告との間の従前の関係・先行する行動・原告の主観的意図・嫌がらせ的なもの・従前の関係から信頼を裏切るようなもの、などのプラスアルファがあってはじめて不法行為が成立する」との見解がある(「座談会不正競争防止法をめぐる実務的課題と理論(青林書院)」89頁)。

本裁判例も、原告と被告との間に以前継続的な取引関係があったこと、原被問製品を混交したこと、品質の差異に基づく原告の評価の低下が推認されること、などの「特段の事情」の存在によって、不法行為の成立を認めたものと解される。

◆H16. 8. 23 東京地裁 平成15(ワ)16294 不正競争 民事訴訟事件

[ゲミノ事件]

- ・不競法2条1項1号-×
- ・民法709条に基づく請求-×

◆H16. 5. 14 東京地裁 平成16(ワ)3997 不正競争 民事訴訟事件

[直角水平器事件]

- ・不競法2条1項3号-×
- ・民法709条に基づく請求-×

(判旨)

『さらに、被告製品の販売が不正競争防止法2条1項3号に該当せず、同法4条が適用されないことは、前記1のとおりである。このように、不正競争防止法（平成5年法律第47号）施行前の他人の商品の形態を模倣した商品を販売する行為については、同法4条の規定が適用されないが、これは同法施行前に違法ではなかった行為を損害賠償等の対象とはしない趣旨と解される。そして、市場における競争は本来自由であるべきところ、不正競争防止法2条1項3号に該当しない場合において、民法709条所定の不法行為が成立するためには、ことさら相手方に損害を与えることを意図して、法律上保護に値する相手方の営業上の利益を、著しく不公正な方法により侵害したと認め得ることが必要であると解される。本件において、被告がことさら原告に損害を与えることを意図して、著しく不公正な方法により被告製品の販売を行って、法律上保護に値する原告の営業上の利益を侵害したと認めるに足りる証拠はない。』

◆H15. 7. 29 大阪高裁 平成15(ネ)68不正競争民事訴訟事件（原審・大阪地方裁判所平成13年(ワ)第11198号）

[仏壇事件]

- ・不競法2条1項3号－×
- ・民法709条に基づく請求－×

(判旨)

『3 一般不法行為（民法709条）に基づく請求について

このような不正競争防止法2条1項3号の趣旨を考慮すると、同号は、最初に販売された日から起算して3年を経過しない商品に限り、商品形態の模倣行為を不正競争行為として禁じ、その模倣行為の差止請求権等を認めるものの、3年を経過した後の模倣行為については、当該模倣行為が公正な競争秩序を破壊する著しく不公正な方法で行われ、その結果、先行者に営業上、信用上の損害を被らせた場合など、公正かつ自由な競争として許容される範囲を著しく逸脱する行為と認められる特段の事情がない限り、違法性を欠き不法行為に該当しないものと定めた趣

旨であると解するのが相当である。

そこで、本件について、前記特段の事情の存否について判断する。

ア まず、仏壇は、比較的高額な商品であり、その商品特性上、需要者によって日常的に繰り返し購入、消費されるものではなく、短期間に大量生産、大量販売されることはないという性質を有し、その創作や開発のために投下した資金の回収には相当程度の長期間を要するという事情がうかがわれる。

また、証拠（甲第3号証、第6号証、第14ないし第17号証、第44号証、第51号証の9、第52号証の2、12、第53号証、第60号証、第61号証）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、原告製品一ないし四の創作や開発に当たって、そのデザインを社内及び社外のデザイナーに依頼するなど、相当程度の資金及び労力をかけていることが認められる。

しかし、不正競争防止法2条1項3号が保護期間を3年と定めた趣旨は前記(3)のとおりであることを考慮すると、前記特段の事情の存否の判断に当たって、上記のような仏壇の商品特性、原告製品一ないし四の創作や開発に要した資金及び労力等の要素をしんしゃくすることは相当でないというべきである。

イ 次に、原告製品一ないし四と被告製品1ないし4は、原判決別紙原告製品目録一ないし四と同被告製品目録1ないし4をそれぞれ対比すれば容易に看取できるように、同一の商品形態とあって差し支えない程度に酷似している。そうすると、被告は、原告製品一ないし四を、不正競争防止法2条1項3号の保護期間の経過後に、順次、模倣して被告製品1ないし4を製造したものと見える。

しかし、いわゆるシリーズ商品について、後発者が先行者のシリーズ商品のうち複数の商品を模倣する事態は、容易に予想できる事柄であり、そのことをもって直ちに前記特段の事情があるということとはできない。特に、本件においては、前記認定のとおり、原告は、平成10年の時点では8シリーズ約50種類、平成14年の時点では15シリーズ約170種類に及ぶ家具調仏壇を販売しており、さらにその後も新しい家具調仏壇を製造販売していることが認められ、一方、被告が模倣したのは、そのうち4種類（以前、製造販売等差止め仮処分により製造が中止された、原告製品「ガーベラ」の模倣製品を含め

でも5種類である。)にすぎないこと、被告は、家具調仏壇以外の伝統的仏壇も製造しており(甲第50号証, 弁論の全趣旨), 原告の模倣製品のみを製造販売しているというわけではないことを考慮すると, 前記特段の事情の存在を認めるに足りない。

ウ また, 原告は, 被告製品1ないし4は, 原告製品一ないし四より品質が劣っているにもかかわらず, その形態が原告製品一ないし四と酷似しているため, 需要者が被告製品1ないし4を原告製品一ないし四と混同し, 前者の被告製品の品質が後者の原告製品の品質と同じであると誤解するおそれがある旨主張する。

しかし, 前記のとおり, 原告製品と被告製品の形態が酷似しており, 混同のおそれがあるということ自体は, 不正競争防止法2条1項1号の問題としては格別(この点は既に判示した。), 前記特段の事情に当たるものではないし, 被告製品の品質については, 比較的安価な木材を使用するなどして販売価格を原告製品より低く設定しており, 蝶番部分の構造も異なることが認められるものの(甲第59号証, 第60号証, 弁論の全趣旨), 被告製品が粗悪商品であり, これが流通することにより, 原告に営業上, 信用上の損害を被らせたことを認めるに足りる客観的な証拠はないから, やはり前記特段の事情に該当するということとはできない。

エ そして, 他に前記特段の事情の存在を認めるに足りる証拠はない。

以上によれば, 原告の一般不法行為に基づく請求も理由がない。』

◆H15. 2. 13 東京地裁 平成13(ワ)23366 不正競争 民事訴訟事件

[入浴専用車事件]

- ・不競法2条1項3号-×
- ・民法709条に基づく請求-×

(判旨)

『3 争点4(不法行為の成否)について

しかしながら, 一般に, 市場における競争は本来自由であることに照らせば, 不正競争行為に該当しないような行為については, 当該行為が市場において利益を追求するという観点を離れて, 殊更に相手

方に損害を与えることのみを目的としてなされたような特段の事情のない限り, 民法上の一般不法行為を構成することもないというべきである。

本件においては, そもそも前記2で認定したとおり, 原告商品と被告商品は類似するとは認められないから, 被告商品は原告商品のデッドコピーと評価することはできないところ, 上記のような特段の事情も認められない。したがって, 本件においては, 被告商品の形態が原告商品の形態に酷似することを理由とする原告の一般不法行為の主張は, 採用することができない。

上記によれば, 民法上の一般不法行為に基づく原告の損害賠償請求も, 理由がない。』

◆H15. 1. 31 東京高裁 平成14(ネ)1292 不正競争民事訴訟事件

[日曜大工部品事件]

- ・不競法2条1項3号-×
- ・民法709条に基づく請求-×

3 小括

他人の商品の模倣行為が, 知的財産権を侵害せず, また不正競争に当たらない場合であっても, 不法行為となり得ることを判示した判決として東京高裁平成3年12月17日(木目化粧紙事件判決)が有名であり, この事件を契機として, 先行者が資金や労力をかけて開発した成果である商品の形態を一定期間保護することにより, 先行者の投下資本の回収を担保するために, 不正競争防止法2条1項3号が新設された。

民法709条の違法性の根拠を商品模倣による投下資本の回収の障害に求めた場合, 不正競争防止法2条1項3号が規定された今日において, 民法709条による不法行為論はその役目を終えた感は否めない。上記仏壇事件において大阪高裁は, 同号の保護期間である3年経過後の模倣について「当該模倣行為が公正な競争秩序を破壊する著しく不公正な方法で行われ, その結果, 先行者に営業上, 信用上の損害を被らせた場合など, 公正かつ自由な競争として許容される範囲を著しく逸脱する行為と認められる特段の事情がない限り, 違法性を欠き不法行為に該当しないものと定めた趣旨であると解するのが相当である」とし, 他人の製品の模倣であっても「特段の事情」がない限り民法709条

の不法行為には該当しない旨判示した。

その後の上記直角水平器事件判決は「不正競争防止法2条1項3号に該当しない場合において、民法709条所定の不法行為が成立するためには、ことさら相手方に損害を与えることを意図して、法律上保護に値する相手方の営業上の利益を、著しく不公正な方法により侵害したといえることが必要である」とし、商品販売の日から3年以前においても、民法709条の不法行為が成立する余地があることを示している。

また、不正競争防止法2条1項1号との関係では、上記ミーリングチャック事件判決は、「同法の規定する不正競争行為に該当しなくても、業者の行う一連の営業活動行為の態様が、全体として、公正な競争秩序を破壊する著しく不公正な方法で行われ、行為者に害意が存在するような場合には、かかる営業活動行為が全体として違法と評価され、民法上の不法行為を構成することもあり得るものと解するのが相当である」として、被告の行為は、不正競争防止法2条1項1号に該当しないとしながら、民法上の不法行為の成立を認めた。

これまでの裁判例によると、不正競争に該当しない場合に、民法709条の不法行為が認められるため要件として、当該模倣行為が不公正な取引行為に該当することに加えて、「特段の事情」が必要とされている。相手方の商品の信用・評価を低下させる目的などの模倣者の害意などが「特段の事情」の例であるが、模倣者の主観的な意図が必ず必要か否かについては明確ではない。上記裁判例を見る限り、不正競争防止法2条1項1号と3号とでは、民法709条の補完的な適用に関して大差がないように思われる。

ただし、結論としては、裁判所は、民法709条の一般条項の適用に関しては非常に慎重であり、模倣者の主観的な態様が悪質である等、例外的な場合に限定して認めている点に留意する必要がある。

第3 形態模倣行為と意匠権侵害の成否に関する裁判例（平成5年以降）

1 前提事項

以下の裁判例は最高裁HP知的財産権判例集にてキーワード（全文）「不正競争」and「意匠権」で検索をかけたものである。裁判例は新しい順に挙げている。2条1項3号は平成5年改正により設けられていることもあり、ひとまず平成5年以降の裁判例をピックア

ップした。

2 裁判例の検討

◆H16. 5. 31 東京高裁 平成15（ネ）6117 意匠権 民事訴訟事件（原審◆H15. 10. 31 東京地裁平成14（ワ）26828 意匠権 民事訴訟事件）

[フィルター事件]

- ・意匠権侵害－×（∵登録意匠と物品の非類似→その製造に用いる物についても他に用途があり間接侵害は不成立）
- ・不競法2 I ③－×（∵原告製品に周知商品等表示性なし）

◆H14. 11. 26 大阪地裁 平成12（ワ）2271 実用新案権 民事訴訟事件

[タラップ受金具事件]

- ・意匠権 間接侵害－×（∵登録意匠と物品の非類似→その製造に用いる物についても他に用途があり間接侵害は不成立）
- ・不競法2 I ①－×（∵原告製品に周知商品等表示性なし）

◆H12. 7. 27 大阪地裁 平成7（ワ）2692 意匠権 民事訴訟事件

[結露水掻き取り具事件]

- ・意匠権侵害－○
- ・不競法2 I ③－○（意匠登録前の被告製品販売に関する損害賠償請求認容）

◆H11. 12. 21 大阪地裁 平成10（ワ）3008 不正競争民事訴訟事件

[呼び線 事件]

- ・不競法2 I ①－×（∵原告製品に周知商品等表示性なし）
- ・意匠権侵害－×（∵登録意匠と被告製品の非類似）
- ※呼び線…電線・通信等の電線類の屋内配管への挿通の便に供せられるもの

◆H6. 12. 15 大阪地裁 平成5（ワ）8250 意匠権

民事訴訟事件

[脱臭剤容器事件]

- ・意匠権侵害 - × (∵登録意匠と被告製品の非類似)
- ・不競法2I① - × (∵原告製品に周知商品等表示性なし)

3 小括

ここでの調査研究の目的は、意匠権侵害と不正競争の双方が主張された裁判例を検索し、意匠法における「類似」と不正競争防止法2条1項1号及び2号の「類似」の概念の異同、さらには、2条1項3号の「模倣(実質的同一)」との差異を、裁判例を通して調査し、検討することである。

この点に関する学説は少ないが、田村善之教授は「意匠法で与えられる保護の方が、不正競争防止法2条1項3号で与えられる保護よりも広範ではないか」と述べられている(有斐閣『不正競争防止法』第2版291頁, 296頁)。他方、実務界では、両者の範囲は現実には殆ど変わらないとの意見も少なくない。

残念ながら、今回の調査では、意匠権侵害と不正競争の判断が分かれるケースは見受けられず、具体的な検討には至らなかった。

第4 不正競争防止法による請求のみがなされたが、意匠権侵害との関連性が問題となりうる裁判例

1 はじめに

前記第3では、不正競争防止法と意匠権の双方に基づき提訴された事案の検討を行ったが、これとは別の観点から、意匠として登録がなされていなかったり、あるいは、そもそも意匠ではないものにつき同一または類似の形態を有する製品を製造・販売等した者に対し不正競争防止法による差止等請求を行った事案についても、裁判例の調査研究を行った。

以下の裁判例は最高裁HP知的財産権判例集にてキーワード(全文)「不正競争防止法」and「2条1項3号+2条1項1号」and「形態+形状」で検索をかけたものである(範囲は平成14年1月1日より平成17年6月30日迄)。裁判例は新しい順に挙げている。

2 裁判例の検討

- ◆H18.02.24 東京地裁 平成17(ワ)5655 不正競争

争 民事訴訟事件

- ◆H18.02.24 東京地裁 平成17(ワ)5649 不正競争 民事訴訟事件
- ◆H18.02.10 東京地裁 平成17(ワ)5653 不正競争 民事訴訟事件
- ◆H18.01.31 東京地裁 平成17(ワ)5652 不正競争 民事訴訟事件
- ◆H18.01.31 東京地裁 平成17(ワ)5656 不正競争 民事訴訟事件
- ◆H18.01.31 東京地裁 平成17(ワ)5650 不正競争 民事訴訟事件
- ◆H18.01.25 東京地裁 平成17(ワ)5658 不正競争 民事訴訟事件
- ◆H18.01.18 東京地裁 平成17(ワ)5654 不正競争 民事訴訟事件
- ◆H18.01.18 東京地裁 平成17(ワ)5651 不正競争 民事訴訟事件
- ◆H18.01.13 東京地裁 平成17(ワ)5657 不正競争 民事訴訟事件

[上記全て、エーザイ PTP シート・カプセル事件]

- ・不競法2I① - × (∵原告製品に商品等表示性なし)
- ・意匠権との関連「なし」

- ◆H18.04.26 東京地裁 平成16(ワ)9869 不正競争 民事訴訟事件

[ウェスト・肩掛け兼用バッグ事件]

- ・不競法2I③ - × (∵原告商品は原告が独自に開発・商品化したものではないから不競法2条1項3号により損害賠償を請求することはできない)
- ・意匠権との関連「なし」(なお、原告が過去に本件とは別の商品について意匠登録を受けている旨の原告側の主張あり)

- ◆H18.03.30 大阪地裁 平成16(ワ)1671 不正競争 民事訴訟事件

- ◆H18.01.23 大阪地裁 平成16(ワ)13847 不正競争 民事訴訟事件

[上記2件、ヌーブラ事件]

- ・不競法2I①②③ - × (∵原告製品に周知商品表示性、著名性、商品形態の模倣性いずれもなし)

- ・意匠権との関連「なし」
- ◆H18.01.25 知財高裁 平成17(ネ)10060 不正競争 民事訴訟事件
- [女性ドール用素体事件]
 - ・不競法2I①-×(∵原告製品に商品等表示性なし)
 - ・意匠権との関連「なし」
- ◆H17.12.15 大阪高裁 平成17(ネ)742 不正競争 民事訴訟事件
- [風呂ポット事件]
 - ・不競法2I①-×(∵原告製品に商品等表示性なし)
 - ・意匠権との関連「なし」
- ◆H17.12.05 知財高裁 平成17(ネ)10083 不正競争 民事訴訟事件
- [婦人服形態模倣事件]
 - ・不競法2I③-○
 - ・意匠権との関連「なし」
- ◆H17.11.10 知財高裁 平成17(ネ)10088 不正競争 民事訴訟事件
- [婦人服形態模倣事件]
 - ・不競法2I③-×(∵形態非模倣)
 - ・意匠権との関連「なし」
- ◆H17.09.08 大阪地裁 平成16(ワ)10351 不正競争 民事訴訟事件
- [ヌーブラ事件]
 - ・不競法2I③-×(∵形態非模倣)
 - ・不競法2I①②-×(∵原告商品の形態に周知性なし)
 - ・意匠権との関連「なし」
- ◆H17.07.28 大阪地裁 平成16(ワ)14717 不正競争 民事訴訟事件
- [救急用品セットの形態事件]
 - ・不競法2I③-×(∵形態非類似)
- ・意匠権との関連「なし」
- ◆H17.07.20 知財高裁 平成17(ネ)10068 不正競争 民事訴訟事件
- [マンホール用ステップ事件]
 - ・不競法2I①-×(∵原告商品はありふれたもの)
 - ・意匠権との関連「なし」
- ◆H17.06.30 知財高裁 平成17(ネ)10061 不正競争防止法に基づく差止請求控訴事件
- [スーパーフレックス事件]
 - ・不競法2I①-×(∵原告製品に周知商品等表示性なし)
 - ・意匠との関連-×
- ◆H17.06.21 大阪高裁 平成15(ネ)1823 商標権侵害差止請求控訴事件
- [アザレグループ分裂事件]
 - ・不競法2I①+②-×(∵被告は分裂前のアザレグループに属するアザレプロダクツから商製品供給を受けて販売している者であるから、出所混同なし)
 - ・意匠との関連-×
- ◆H17.06.15 東京地裁 平成16(ワ)24574 商号使用等差止請求事件
- [プロフェッショナルブレインバンク事件]
 - ・不競法2I①-×(∵原告製品に周知商品等表示性なし、出所混同なし)
 - ・意匠との関連-×
- ◆H17.05.24 東京地裁 平成15(ワ)17358 不正競争防止法違反差止等請求事件
- [マンホール用ステップ事件]
 - ・不競法2I①+③-×(∵原告製品は商品等表示に該当せず、模倣性なし)
 - ・意匠との関連-×
- ◆H17.4.27 東京地裁 平成16(ワ)12723 損害

- 賠償等請求事件
- せす)
- ・意匠との関連 - ×
- ◆H16. 09. 29 東京地裁 平成16年(ワ)5830号
- [ノースリーブカットソー事件]
- ・2条1項3号 - ○
 - ・意匠との関連 - ×
- ◆H17. 03. 31 大阪地裁 平成15(ワ)13028 実用
新案権侵害差止等請求事件
- [キックスケート形態事件]
- ・不競法2I① - × (∵原告製品は商品等表示に該当せず)
 - ・意匠との関連 - ×
- ◆H16. 09. 29 東京地裁 平成14年(ワ)25522号
- [耐震用補強金具事件]
- ・2条1項3号 - ○
 - ・意匠との関連 - ×
- ◆H17. 03. 30 東京地裁 平成16(ワ)12793 損害
賠償等請求事件
- [ブラジャー(ヌーブラ)事件]
- ・2条1項3号 - ○
 - ・意匠との関連 - ×
- ◆H16. 09. 10 大阪地裁 平成15年(ワ)8501号の2
- [婦人服形態模倣事件]
- ・不競法2I③ - × (∵模倣性なし:原告商品はありふれた形態の組み合わせ)
 - ・意匠との関連 - ×
- ◆H16. 08. 23 東京地裁 平成15年(ワ)16294号
- ◆H17. 02. 15 東京地裁 平成15(ワ)27084
- [幼児用屋内遊具事件]
- ・2条1項1号 - × (∵原告製品は商品等表示に該当せず)
 - ・意匠との関連 - ×
- ◆H16. 07. 14 東京地裁 平成15年(ワ)28377号
- [マンホール用ステップ事件]
- ・不競法2I① - × (∵原告製品は商品等表示に該当せず)
 - ・意匠との関連 - ×
- ◆H17. 02. 10 東京高裁 平成16(ネ)4212 商標
権侵害差止等請求控訴事件
- [収納ケース事件]
- ・2条1項1号 - × (原告製品は通常有する形態に過ぎず)
 - ・2条1項3号 - × (通常有する形態である)
 - ・意匠との関連 - △ (原告の商品についての意匠登録が特許庁審判において無効となっていることが主張された)
- ◆H16. 05. 14 東京地裁 平成15(ワ)3997 不正競
争民事訴訟事件
- [鏡面ワックス事件]
- ・不競法2I① - × (∵原告製品は商品等表示に該当せず)
 - ・意匠との関連 - ×
- ・不競法2I① - × (∵原告製品に商品等表示性なし)
 - ・意匠権との関連「なし」
- ◆H17. 02. 08 大阪地裁 平成15(ワ)12778 不正
競争行為差止等請求事件
- ◆H16. 05. 13 大阪地裁 平成15(ワ)2351 不正競
- [風呂ポット事件]
- ・不競法2I① - × (∵原告製品は周知表示に該当

争民事訴訟事件

- ・不競法2I③-○
- ・意匠権との関連「なし」

◆H16. 02. 24 東京地裁 平成13(ワ)26431 不正競争民事訴訟事件

- ・不競法2I③-○
- ・意匠権との関連「なし」

◆H15. 10. 31 東京地裁 平成14(ワ)26828 意匠権 民事訴訟事件

[換気口用フィルター事件]

- ・意匠権 侵害-×(∵非類似)
- ・不競法2I③-×(∵形態の実質的同一性否定)

◆H15. 10. 30 大阪地裁 平成14(ワ)1989 著作権 民事訴訟事件

[積水ハウス事件]

- ・不競法2I③-×(∵形態の実質的同一性否定)
- ・意匠との関連-なし

◆H15. 10. 29 東京高裁 平成12(ネ)3811 不正競争 民事訴訟事件

[玩具銃事件]

- ・不競法2I②-×(∵商品形態の著名性否定)
- ・意匠との関連-なし

◆H15. 10. 29 東京高裁 平成12(ネ)3780 不正競争 民事訴訟事件

[玩具銃事件]

- ・不競法2I②-×(∵商品形態の著名性否定)
- ・意匠との関連性-なし

◆H15. 9. 29 東京高裁 平成15(ネ)2104 不正競争 民事訴訟事件

[眼鏡レンズ事件]

- ・不競法2I①-×(∵商品形態の周知性否定)
- ・意匠との関連性-なし

◆H15. 9. 26 広島高裁 平成15(ネ)44 商標権

民事訴訟事件

[お好み焼きせんべい事件]

- ・不競法2I①-×(∵商標及び形態の類似性あるも, 商標法26条及び不競法12条により効力が及ばない)
- ・意匠との関連性-なし

◆H15. 8. 28 大阪地裁 平成15(ワ)1105 不正競争 民事訴訟事件

[ヘアブラシ事件]

- ・不競法2I③-○(形態の同一性, 模倣性肯定)
- ・意匠との関連性-あり 意匠登録-○(主張せず)

◆H15. 05. 28 東京高裁 平成14(ネ)6392 不正競争 民事訴訟事件

- ・不競法2I③-○
- ・意匠との関連性-なし

◆H15. 05. 22 東京高裁 平成15(ネ)366 不正競争 民事訴訟事件

- ・不競法2I①,②-×(∵原告製品は機能と必然的に結びついた形状であり商品等表示に該当せず)
- ・意匠との関連-なし

◆H15. 02. 13 東京地裁 平成13(ワ)23366 不正競争 民事訴訟事件

- ・不競法2I①-×(∵原告製品は自他商品を識別するだけの独自の特徴を備えておらず商品等表示とはなり得ない)
- ・意匠との関連-なし

◆H15. 01. 31 東京高裁 平成14(ネ)1292 不正競争 民事訴訟事件

- ・不競法2I①-×(∵原告製品は識別力を有せず商品等表示とはいえない)
- ・意匠との関連性-有り

◆H14. 12. 19 東京地裁 平成13(ワ)12434 不正競争民事訴訟事件

[受圧板事件]

- ・不競法2I①-×(∵原告製品の形状が商品等表示として周知性なし)
- ・意匠との関連-なし

◆H14. 12. 19 大阪地裁 平成13(ワ)1059 不正競争

争 民事訴訟事件

◆H14. 10. 29 東京地裁 平成 13 (ワ) 15047 不正競争民事訴訟事件

[天津甘栗チョコレート事件]

- ・不競法 2 I ① - × (∵原告商品形態が周知性なし)
- ・意匠との関連 - なし

[暖房器具事件]

- ・不競法 2 I ③ - × (∵被告商品が原告商品に酷似せず模倣でない)
- ・意匠との関連 - なし

◆H14. 12. 19 大阪地裁 平成 13 (ワ) 10905 不正競争民事訴訟事件

◆H14. 09. 12 東京高裁 平成 13 (ネ) 4767 不正競争民事訴訟事件

[マグライト事件]

- ・不競法 2 I ① - ○
- ・意匠との関連 - なし

[携帯電話機用アンテナ事件]

- ・不競法 2 I ③ - × (∵被告製品は原告製品の模倣といえない)
- ・意匠との関連 - なし

◆H14. 11. 27 東京地裁 平成 13 (ワ) 27144 不正競争民事訴訟事件

◆H14. 07. 30 東京地裁 平成 13 (ワ) 9310 不正競争民事訴訟事件

[被服等通信販売事件]

- ・不競法 2 I ③ - ○
- ・意匠との関連 - なし

[携帯電話機用アンテナ事件]

- ・不競法 2 I ③ - × (∵原告の請求人適格なし)
- ・意匠との関連 - なし

◆H14. 11. 26 大阪地裁 平成 13 (ワ) 8983 不正競争民事訴訟事件

◆H14. 07. 30 東京地裁 平成 13 (ワ) 1057 不正競争民事訴訟事件

[釣り針事件]

- ・不競法 2 I ① - × (∵原告商品が商品表示性なし)
- ・意匠との関連 - なし

[携帯電話機用アンテナ事件]

- ・不競法 2 I ③ - × (∵原告の請求人適格なし)
- ・意匠との関連 - なし

◆H14. 11. 26 大阪地裁 平成 12 (ワ) 7271 実用新案権民事訴訟事件

◆H14. 06. 28 名古屋地裁 平成 14 (ワ) 142 不正競争民事訴訟事件

[受金具事件]

- ・不競法 2 I ① - × (∵原告商品の形態が商品表示性・周知性なし)
- ・意匠との関連 - なし

- ・不競法 2 I ③ - × (∵原告の商品形態の模倣とはいえない)
- ・意匠との関連 - なし

◆H14. 11. 14 東京地裁 平成 13 (ワ) 15594 不正競争民事訴訟事件

◆H14. 05. 31 東京高裁 平成 12 (ネ) 276 不正競争民事訴訟事件

[ゲームソフト事件]

- ・不競法 2 I ①, ② - × (∵原告ゲームソフトの影像とその変化に商品等表示性なし)
- ・意匠との関連 - なし

- ・不競法 2 I ① - ○
- ・意匠との関連 - あり (被控訴人は, 控訴人の製品形態に係る意匠登録が無効にされたことから, このような形態による商品表示としての周知性獲得の主張は信義則上許されないと主張したが, 意匠等と不正競争防止法とは, その目的, 保護の要件

及び効果が異なるから、そのような主張をすることが信義則に反するということはできないと判断した。)

◆H14. 04. 09 大阪地裁 平成12(ワ)1974 不正競争 民事訴訟事件

- ・不競法2 I③-〇
- ・意匠との関連-なし

◆H14. 01. 31 東京高裁 平成11(ネ)1759 不正競争 民事訴訟事件

- ・不競法2 I③-〇
- ・意匠との関連-なし

◆H14. 01. 30 東京地裁 平成12(ワ)12838 不正競争 民事訴訟事件

- ・不競法2 I①-× (∵原告の商品であるという出所表示機能を有しない)
- ・意匠との関連-なし

3 小括

ここでの調査の目的は、意匠としての登録が拒絶・無効となったり、そもそも意匠ではないと判断された商品形態の模倣が不正競争に該当すると認められた事例を検索し、意匠法と不正競争防止法による保護対象や登録要件(保護要件)を対比することにより、両者の射程を明確にすることである。勿論、意匠法と不正競争防止法2条1項1号(3号)とでは、その立法目的、要件及び効果が異なるものではあるが、商品形態に関する各々の保護客体や近似する要件、例えば、意匠法の「創作性」と不正競争防止法2条1項1号の要件とされている「特別顕著性」、あるいは、2条1項3号の「通常有する形態(ありふれた形態)」について、比較検討を行う意義は充分にあると思われる。

かかる目的に合致した裁判例として、平成15年1月31日東京高裁判決(日曜大工部品事件)を挙げることができる。控訴人は、「控訴人の製品の形態について意匠登録がされた事実があるため、同種製品にあって特徴的である」との主張を行ったが、裁判所は「創作性のある意匠は原則として意匠登録を受けることができ、その意匠が自他商品識別性を有することは、登録を受けるための要件とされていないものであるから、商品出所表示機能を有するほどの独特の形態とま

ではいけないものであっても、直ちに意匠としての創作性を有することが否定されるものではなく、上記意匠登録を受けたことによって、控訴人の製品の形態が周知性を獲得していない(他の同種商品と比べありふれたものである)との上記認定が左右するものではない。」と判示した。意匠の「創作性」と不正競争防止法2条1項3号の「通常有する形態」を直接的に対比した興味深い裁判例である。

ただし、上記裁判例以外には、上記調査目的に合致した裁判例を検索することはできず、具体的な比較検討を行うことはできなかった。

第5 調査結果の総括

「模倣品に対する意匠権、商標権、不正競争防止法第2条第1項第1号、同第2号、同第3号、著作権および民法709条の射程距離について」という漠然かつ広範な諮問事項を受け、取りあえず、対象を商品形態に限定し、不正競争と民法709条の射程を検討しようということになった。

村西大作委員が上記諮問事項の論点を整理し、不正競争行為と民法709条が共に主張された事例(商品形態に関するもの)を検索した。そして、リストアップされた裁判例を各委員が分担して検討し、各々報告を行った。しかしながら、不正競争が否定された事件で民法709条の成立が認められた事例は、わずか1件しかなく、具体的な要件論や適用範囲等の議論には至らなかった。

続いて、不正競争と意匠権の射程にスポットを当てて裁判例の検索を行ったが、残念ながら、検討に十分な数の裁判例を見つけることができなかった。意匠の「類似」と不正競争防止法2条1項1号の「類似」の関係や意匠の「創作性」と不正競争防止法の「通常有する形態」「特別顕著性」との比較等、興味深い点もあり、今後の裁判例の展開・蓄積に期待する次第である。

また、時間の都合により、不正競争と著作権、不正競争と商標権の射程については全く検討することができなかったが、この問題については、次年度以降に検討する機会が与えられれば幸いと考えている。

以上

(原稿受領 2007.6.8)